

2020年10月14日

学 生 各 位

学生課生活支援係

令和2年台風第14号による災害に係る災害救助法
適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び
貸与奨学金緊急採用・応急採用について

下記に該当する者で、申し込みを希望する場合は、学生課生活支援係
(学生課4番窓口)へ申し出ください。

記

〔対象地域(災害救助法適用地域)〕

【東京都】島しょ三宅村，島しょ御蔵島村

※適用地域等の詳細については、日本学生支援機構HPをご参照ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html

〔対 象 者〕

対象地域で被災し、被害を被った世帯の学生

〔適用地域等の準用〕

上記対象地域の近隣地域で、同等の被害を被った世帯の学生
並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の被害
を被った場合も適用地域に準じて取り扱う

以上

申出期限

2020年11月13日(金)

担 当

学生課生活支援係(学生課4番窓口)

学生又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた場合、
「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は、日本学生支援機構HPをご確
認ください。<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>